

令和7年10月10日

報道各社 様

静岡市教育委員会

静岡市教職員の懲戒処分等の公表について

静岡市教育委員会は、令和7年10月10日(金)、次の2件(3名)について、懲戒処分等を行いました。

1 教職員の処分について

【懲戒処分の概要】

- (1) 所属の種別： 小学校
- (2) 職 名： 教諭
- (3) 氏 名： 寺尾 公一 (てらお きみかず)
- (4) 年 齢： 60 歳
- (5) 性 別： 男性
- (6) 事 由： わいせつ行為(盗撮)

教育委員会が実施した聴取において、被処分者は、令和5年から約2年間にわたり、静岡市内外の食料品販売店、駅、電車内において、40 から50 回程度、女性のスカート内にカメラを差し向けて盗撮行為を繰り返したことを認めた。

本行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であるため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分する。

- (7) 内 容： 免職
- (8) 年 月 日： 令和7年10月10日

2 教職員の処分と措置について

【懲戒処分の概要】

- (1) 所属の種別： 中学校
- (2) 職 名： 教諭
- (3) 氏 名： 鍋田 亜人夢 (なべた あとむ)
- (4) 年 齢： 34 歳
- (5) 性 別： 男性
- (6) 事 由： 児童生徒性暴力等

教育委員会が実施した聴取において、被処分者は、令和5年4月から令和7年6月にかけて、メッセージングアプリを利用し、勤務校の卒業生等18歳未満の女子生徒複数人に対し、デートへの誘い出し、性的部位の画像要求、自身の性的部位の画像送信などの行為を、繰り返し行ったことを認めた。

本行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であるため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分する。

- (7) 内 容： 免職
- (8) 年 月 日： 令和7年10月10日

【監督者への措置の概要】

- (1) 職 名： 校長
(2) 事 由： 指導監督不適正

当該教諭の児童生徒性暴力等への認識の甘さを改善する指導を行えなかったことは、管理監督を怠ったと判断せざるを得ない。

- (3) 内 容： 文書訓告
(4) 年 月 日： 令和7年10月10日

【静岡市教育長コメント】

本市の2名の教職員が、盗撮および児童生徒性暴力等の重大な不祥事を起こした件につきまして、令和7年10月10日付で懲戒免職処分といたしました。このような重大事案が相次いで発生したことは、誠に遺憾であり、被害に遭われた皆様およびご家族の皆様、そして市民の皆様に対し、心より深くお詫び申し上げます。

本来、教職員は子どもの人権を尊重し、その安全と健やかな成長を支える立場にあります。その教職員が、自らその信頼を裏切る行為に及んだことは、決して許されるものではありません。教育長として、この事態を重く受け止め、全ての教職員が今回の事態を自分事として受け止め、服務規律の遵守と倫理意識の向上を徹底できるよう、研修や指導の一層の充実を図っていきます。

市民の皆様の信頼を一日も早く取り戻せるよう、再発防止に向けて、学校現場と教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

令和7年10月10日

静岡市教育長 なかむら ももみ
 中 村 百 見

連絡先 教職員課人事第1係
電話番号 054-354-2530